令和７年12月４日

事業主（給与支払者）の皆様へ

佐 々 町 長　濵野　亙
（ 公 印 省 略 ）

町県民税・森林環境税の特別徴収（給与引き去り）の実施について

日ごろから、本町税務行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者である事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収（給与から引き去り）することが法律等により義務付けられています。

これまで一部の事業所につきましては、事業所からの申し出により、従業員の町県民税・森林環境税を普通徴収（従業員本人が納付）としてきましたが、平成27年度から長崎県と長崎県内全市町の取り組みとして、**これまで普通徴収であった事業所につきましても、法令要件に該当する場合は特別徴収を実施させていただいております。**

なお、下記の事由により特別徴収が困難な場合は、普通徴収とすることができます。その場合は、給与支払報告書の提出時に別添の「普通徴収申出書」を作成の上、あわせて提出してください。「普通徴収申出書」の提出がない場合（特別徴収できない事由に該当しない場合）は、特別徴収対象者となりますので、あらかじめご了承ください。

記

●他の事業所等から支給される給与から特別徴収されている方
●給与が毎月支給されていない方（不定期）
●個人事業の事業専従者
●退職者（退職予定者・休職者等含む）
●給与の支払いを受ける者の合計人数（受給者総人員）が２名以下
　※合計人数とは、佐々町への報告人数ではなく事業所全体の人数をさします。

※この通知は、すでに特別徴収を実施している事業所にも送付しています。

お問い合わせ先
佐々町役場　税財政課
℡　0956-62-2101